

国内募集型企画旅行条件書（お申込みのご案内）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります

この度は当社の募集型企画旅行にお申込みをいただき誠にありがとうございました。当社は旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）に基づき以下の条件によりお申込みを承ります。ご契約にあたり、旅行の条件をよくお読みいただきますようお願い申し上げます。

本旅行条件の詳細につきましては、次によるほか、最終旅行日程表及び旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

なお①旅行代金の額、②旅行の目的地及び出発日その他日程に関する事項、③お客様が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容（運送、宿泊又は食事の内容）、④旅程管理業務者の同行の有無、⑤最少催行人数、⑥旅行条件の基準日、以上の6項目につきましては別紙「ハンプレット・チラシ」をご参照ください。

1.（旅行契約の目的）

当社は、募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）においてお客様が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるよう手続し、旅程を管理することを引き受けます。

2.（旅行のお申込みと旅行契約の成立）

(1) 当社所定の申込書に所定事項を記入の上、お申込金（旅行代金の2割相額）または旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金取消料または違約料の一部として取扱います。

(2) 当社は、電話、郵便、ファクシその他の通信手段による旅行契約の予約のお申込みを受け付けます。この場合、当社が予約承諾の旨を通知した翌日から起算して、3日以内に当社に申込書と申込金を提出しなければなりません。

この期間内に申込書と申込金の提出をされない場合は予約がなかったものとして取り扱います。

(3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものといたします。

(4) 申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は当該予約の受付の順位によることとなります。

(5) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます）をお客様へお渡しいたします。

(6) 契約書面に確定された旅行日程、運送もしくは宿泊機関の名称が記載できない場合は、これらの確定状況を記載した書面（最終日程表）以下「確定書面」といいます）を旅行開始時の前日までにお渡しいたします。但し、旅行開始日の前日からさかのぼって7日前に当たる日以降お申込みがなされた場合は、旅行開始当日に確定書面をお渡しする場合があります。なお お客様から手配状況の確認を希望されるお問い合わせがあった場合は、確定書面の交付前であっても当社は迅速かつ適切にお答えいたします。

3.（お申込み条件）

かつ適切にお答えいたします。

(1) 原則として未成年の方が単独で参加の場合は、保護者の同意が必要です。15歳未満の方は保護者の方と同行を条件とさせていただきます。

(2) 当社が特定旅客層を対象とした旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能、その他の条件を満たさない場合、ご参加をお断りする場合があります。

(3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や、心身に障がいがある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方、その他特別の配慮を必要とする方はお申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）改めて当社よりご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。

(4) 前号のお申し出を受けた場合、当社は可能かつ合理的範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についておかがいし、または書面でそれらを申し出いただくことがあります。

(5) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者または同伴者の同行医師の診断書の提出、コースの一部について内容の一部を変更する事を条件とする場合がございます。またお客様からお申し出いただいた措置を手配する事ができない場合は、旅行契約のお申し出をお断りし、また旅行契約を解除させていただきます。なおお客様のお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に関する費用は原則お客様負担といたします。

(6) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、別条件でお受けする場合がございます。その場合はその旨及び復帰の有無について必ず添乗員または旅程管理者にご連絡いただきます。

(7) 当社は、お客様が次に掲げるいずれかに該当したときはお申込みをお断りすることがあります。

イ. お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき

ロ. お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等、その他の反社会勢力であると認めるとき

ハ. お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。

ニ. お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき

ホ. その他当社の業務上の都合があるとき。

4.（旅行代金のお支払）

旅行代金は、申込金を差し引いた残金を旅行開始日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前にお支払いいただきます。但し、本項の13日目にあたる日以降にお申込みをされた場合は、お申込み時点又は旅行開始前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

5.（旅行代金の適用）

(1) 特に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、子ども代金となります。

(2) 旅行代金は各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。

6.（旅行代金に含まれるもの）

旅行代金には、旅行日程に明示した次の運賃、料金等を含んでいます。

- 貸切バス、航空機、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金、入場料金
- 宿泊料金、食事料金、税・サービス料、空港施設使用料等
- 添乗員が同行する場合には、それに必要な諸経費
- その他、パンフレット等で含まれる旨明示したものと上記諸経費はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

7.（旅行代金に含まれないもの）

6項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- 自宅から集合・解散地の間の交通費・宿泊費等
- 超過手荷物料金（各種運送機関で定めた持込手荷物を超える分について）
- クリーニング代、電報、電話代、ホテル・旅館等のルームメイド・ボーイ仲居等に対する心付け、その他追加飲食費等 個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- 傷害・疾病等に関する医療費
- 別途希望により追加する部屋を使用される場合の料金
- 現地で希望者のみ参加する別途料金の小旅行の経費

8.（旅行内容の変更）

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ない時はお客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます）を変更する場合があります。但し緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明いたします。

9.（旅行代金の変更）

(1) 当社は利用する運送機関の通用運賃・料金が著しい経済状況の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額されるときは、その範囲内の旅行代金を変更することがあります。その場合は旅行開始日の前日から起算して15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知いたします。

(2) 本項(1)の事由により旅行内容が変更され適用運賃・料金減額がなされるときはその減少額だけ旅行代金を減額します。

(3) お客様が旅行中、疾病、傷病等により保護を要する状態にあると認め

るときは必要な措置を講じる場合があります。この場合においてこれが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは当該措置に要した費用はお客様の負担としお客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

(4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず契約内容にある利用人員が変更になったときは契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

10.（お客様の交替）

お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入の上、所定金額の手数料と共に当社に提出していただきます。

11.（お客様による旅行契約の解除・払い戻し）

(1) お客様はいつでも、13項に定める取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

(2) お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

イ. 契約内容が変更されたとき。但しその変更が20項(1)に掲げるものとその他の重要なものであるときに限ります。

ロ. 9項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。

ニ. 当社がお客様に対し2項(7)で定めた期日までに確定書面をお渡ししなかったとき。

ホ. 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき

(3) 当社は本項(1)により旅行契約が解除されたときは既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いて払い戻しをいたします。

取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)により旅行計画が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を解除日から7日以内に払い戻しいたします。但し本項(2)のホの場合は当該旅行サービスに対して取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払しなければならない費用に係わる金額を差し引いたものを払い戻しいたします。

12.（当社による旅行契約の解除及び旅行中止）

(1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を払われないうちは、当社はその翌日に旅行契約を解除する事がります。この場合は13項に定める解期日相当の取消料と違約料をお支払いいたします。

(2) 当社は次に掲げる場合においてお客様に理由を説明して旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

イ. お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき

ロ. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行に耐えられないと当社が認めたとき

ハ. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき

ニ. お客様の数が契約書面に記載した最少催行人数に達しなかったとき。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行については2日目）に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

ホ. スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。しなおそれが極めて大きいとき。

ヘ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき

ト、お客様が3項(7)のいずれかに該当することが判明したとき

(3) 当社は次に掲げる場合においては旅行開始後であっても旅行契約を解除することがあります。

イ、お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

ロ、お客様が旅行の安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行社に対する暴力又は脅迫等により団体行動の規律を乱し当該旅行の安全円滑な実施を妨げるとき。

ハ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき。

なお、イ、ハにより旅行契約を解除したときはお客様の求めに応じて出発地に戻るために必要な手配をします。但し、出発地に戻るための旅行に関する一切の費用はお客様負担とします。

(4) 旅行開始後に旅行契約を解除したときは当社は旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる部分に係わる金額から当該旅行サービスに関して取消料・違約料その他の既に支払い又はこれから支払わなければならない費用に係わる金額を差し引いたものを旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻しました。

13. (取消料)

(1) 当社は旅行契約の締結後お客様のご都合で契約を解除されるときは次の料率以内で取消料を申し受けます。取消日は旅行開始日の前日から起算いたします。取消率は旅行代金における料率です。

取消日	20日前～8日前	7日前～2日前	前日	当日	無連絡不参加
	(日曜日は10日前～8日前)				又は旅行開始後
取消料率	20%	30%	40%	50%	100%

(注1) 本表の適用にあたり「旅行開始後」とは別紙特別補償規定第2条第3項に規定する「サービスを受ける事を開始した時」以降をいいます。

(注2) 貸切船舶を利用する旅行契約の場合は当該船舶に係わる取消料によります。

(注3) 当社の責任とならない各種ローンの取扱手續上の事由に基づきお取消しになる場合も取消料をお支払いいただきます。

14. (旅行内容の一部取消による払戻し)

(1) 当社は旅行開始後にお客様のご都合で宿泊、食事、観光等のサービス提供をお受けにならなかった場合はその払い戻しはいたしません。但し旅行開始前にこの申し出があったときは、別に定めるところにより払戻しをする場合もあります。

(2) お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち不可能になった当該旅行サービスの提供に係わる部分を払戻しいたします。

15. (旅程管理)

当社はお客様に対し次に掲げる業務を行いお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力いたします。但し当社がお客様にこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

(1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは旅行契約の内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講じます

(2) 本項(1)の措置を講じたにも関わらず又は8項で述べた事由その他何らかの事由により契約の内容を変更せざるを得ないときは代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。又旅行サービスの内容を変更するときは変更後の旅行サービスが当該の旅行サービスと同様のものであるよう努めるなど旅行契約の内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。なお上記の業務は同行する添乗員によって行いますが添乗員が同行しない場合はお客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン等をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

16. (添乗業務)

(1) 添乗員の業務は原則として8時～20時までとします。

(2) お客様は旅行開始後旅行終了までの間において団体行動をする時は旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

17. (当社の責任及び免責事項)

(1) 当社は旅行契約の履行にあたって当社又は手配代行者が故意又は過失によってお客様に損害を与えたときはその損害を賠償する責に任じます。但し損害

発生の翌日から起算し2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) 手荷物の損害については、損害発生の翌日から起算し14日以内に当社に対し通知があったときに限り、1人15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。

(3) お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは上記の責任を負うものではありません。

イ、天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

ロ、運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

ハ、官公署の命令または伝染病による隔離

ニ、自由行動中の事故 ホ、食中毒 ヘ、盗難

ト、運送機関の遅延、不通またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

18. (特別補償)

(1) 当社は17項(1)の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず別紙特別補償規定で定めるところによりお客様が旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について予め定め額の補償金及び見舞金を支払います。

(2) 本項(1)の損害について当社が17項(1)の規定に基づく責任を負うときはその責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において当社が支払うべき本項(1)の補償金は当該損害賠償金とします。

(3) 本項(2)に規定する場合において、本項(1)の規定に基づく当社の補償金支払義務は、当社が17項(1)の規定に基づいて支払うべき損害賠償金(本項(2)の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます)の一部または全部に充当します。

19. (お客様の責任)

(1) お客様の故意もしくは過失、法令もしくは公序良俗に反する行為又はお客様が当社の約款規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、そのお客様から賠償を申し受けます

(2) お客様は旅行契約を締結するに際しては当社から提供された情報を活用しお客様の権利義務その他契約内容について理解するよう努めなければなりません

(3) お客様は旅行開始後において契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため方が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

20. (旅程保証)

(1) 当社は下記の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更(当該サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます)を除きます)が生じた場合は旅行代金に下記の票の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います但し17項の当社の責任が発生することが明らかである場合はこの限りではありません。

イ、次に掲げる事由による変更

(ア)天災地変(イ)戦乱(ウ)暴動(エ)官公署の命令(オ)運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止(カ)当初の運行計画によらない運送サービスの提供(キ)旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置

ロ、11項と12項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係わる変更

(2) 当社が支払うべき変更補償金の額はお客様1人に対し1旅行につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。またお客様1人に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは当社は変更補償金を支払いません。

(3) 当社はおお客様の同意を得て金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償をおこなうことがあります。

(4) 当社が本項の規定により変更補償金を支払った後に当該変更について17項の規定に基づく責任が明らかになった場合にはお客様は当該変更に係わる変更補償金を返還していただきます。この場合当社は同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金とお客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0

2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです)	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8 前各号に掲げる変更のうち契約書面の7ア～7イ(ト)中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1 「旅行開始前」とは当該変更について旅行開始日の前日までに旅行社に通知した場合をいい「旅行開始後」とは当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスとの間に変更が生じたときはそれぞれの変更につき1件として取扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係わる運送機関が宿泊設備を伴うものである場合は1泊につき1件として取扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第4号又は第6号もしくは第7号に掲げる変更が「乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても1乗車船等又は1泊につき1件として取扱います。

注6 第8号に掲げる変更については第1号から第7号までの率を適用せず、第8号によります。

21. (団体グループ契約)

(1) 当社は同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます)を定めて申込んだ契約については、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成するお客様(以下「構成員」といいます)の旅行契約を締結する一切の代理権を有しているものとみなし当該団体・グループに係わる旅行業務の取引は、当該契約責任者との間で行います。

(2) 契約責任者は、当社が定める日までに構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

(4) 当社は、契約責任者が構成員に対し現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。

22. (その他)

(1) 国内旅行傷害保険について

安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身にて保険に加入されることをお勧めいたします。国内旅行傷害保険については当社の係員にお問い合わせください。

(2) 個人情報の取扱について

当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行者(以下「販売店」といいます)は旅行のお申し込みの際に提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊・旅行傷害保険等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関に提出いたします。

(3) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭ならびにホームページ(知多乗合)でご確認ください。販売店の個人情報の取扱に関する方針については、お客様にてご確認ください。

企画旅行・実施

愛知県知事登録旅行業第2-150号

株式会社 名鉄知多バス旅行
〒475-0857

愛知県半田市広小路町150番地6